

みなさんの御意見をお聞かせください

鷺沼駅前地区の 景観形成方針・ 基準（案）

を作成しました

わたしのまち みんなのまち の景観

を考えてみませんか♪



2月19日(水)～3月21日(金)
パブリックコメント
ホームページはこちらから



このリーフレットは…

鷺沼駅前で予定されている再開発の機会を捉え、鷺沼駅前地区をよりよい景観に誘導するため、当該地区を景観計画特定地区として指定（景観計画への追加）することとし、作成した景観形成方針・基準（案）の内容をみなさんに説明するものです。

都市計画マスタープラン宮前区構想
めざす都市像

人が好き 緑が好き まちが好き

～宮前区らしい特色のあるまち、
「ガーデン区」として 魅力を育てる～

ガーデン区



都市マス
宮前区構想は
こちらから



案の作成にあたっては…

都市計画マスタープラン宮前区構想や「あたらしい宮前市民館・図書館を考えるワークショップ」での意見・キーワード等を参考にしました。

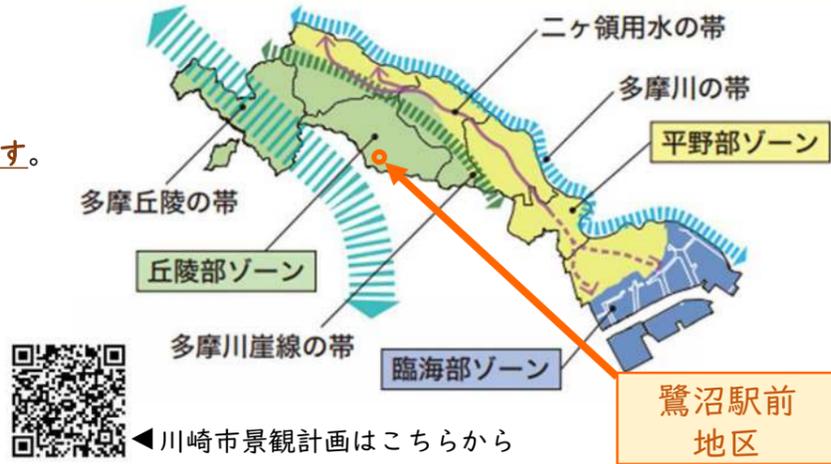


▲令和2～3年に実施したワークショップの様子

1 川崎市の景観計画について

川崎市では、平成19年に川崎市景観計画を策定、平成31年に同計画を改定し、**景観法に基づく景観形成を進めています。**

景観計画では、**市内全域を景観計画区域**として、良好な景観を保全し、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、**景観の形成に関する方針、外観の色彩基準などを定めています。**



◀川崎市景観計画はこちらから

川崎市の景観のとらえ方

都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、**普段人々が目にしているながめ**

大規模な土地利用転換のある場所や、自然資源や歴史文化資源を活かし、まもり育てる場所などは、**景観まちづくりを先導する地区として指定**し、良好な景観形成に積極的に取り組んでいます。

川崎市の景観まちづくりを先導する地区の種類と指定

①景観計画特定地区

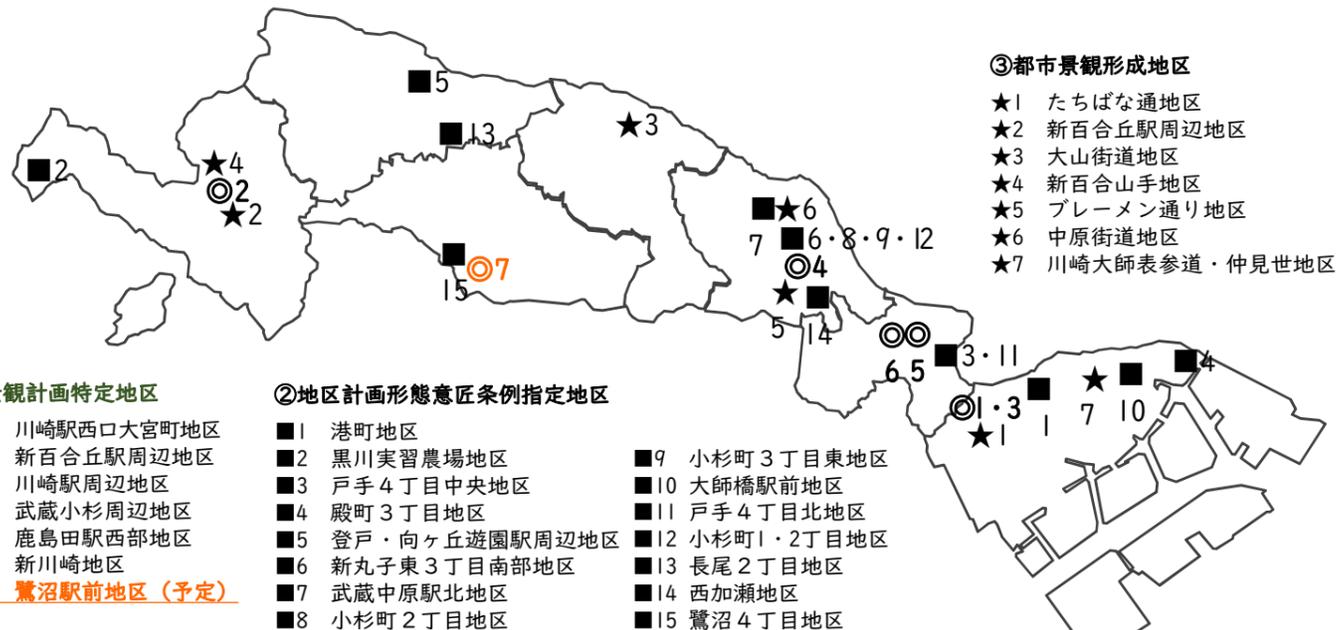
- ・景観形成を先導していく地区や景観の骨格を構成する重要な地区を指定します。
- ・より積極的な景観の形成を図るため、詳細な景観形成方針・基準を定めます。
- ・原則として駅前を指定しています。
- ・基準に適合しない場合、変更命令や罰則の適用が可能です。

②地区計画区域における形態意匠制限

- ・再開発等の事業を行う地区計画の区域（形態意匠の制限を定めるもの）を、条例で位置付けます。
- ・基準に適合しない場合、変更命令や罰則の適用が可能です。

③都市景観形成地区

- ・住民発意のもので、地区住民等の協議会と市の協議を経て、景観形成方針・基準を策定します。
- ・基準に適合しない場合、勧告することが可能です。



2 鷺沼駅前地区について

景観計画特定地区の指定範囲



景観計画では、都市景観の形成を図る上で重要な地区を景観計画特定地区として定めることとしています。

今回、交通広場の拡充、商業、公共施設、都市型住宅等の機能を有する建物の整備等を行う開発のタイミングを捉えて、**鷺沼駅前地区を景観計画特定地区に指定することにより、建築物や工作物、広告物の景観誘導を推進**することとしました。

※広告物の基準については、事業の進捗に応じて別途定めます。

◀再開発事業完成イメージ図(事業者提供資料)

3 景観形成方針 (案)

基本目標

方針

1

協働のまちにふさわしい「にぎわいや温かみ」を感じ、コミュニティが育まれる街なみづくり

- ①明るく広がりのある交流空間を創出する。
- ②人の動きが感じられる開放的な空間構成とする。

2

丘陵部の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたいくなる街なみづくり

- ③様々な世代がくつろいで過ごせる落ち着いた空間を創出する。
- ④区民が愛着と誇りをもてるランドマークを形成する。

3

豊かな自然を守り育む宮前区の丘陵部にふさわしい「自然や地形」を感じ、歩いて楽しい街なみづくり

- ⑤坂道や起伏など地区を貫く尾根線が作り出す地形を活かし、魅力的な歩行空間を形成する。
- ⑥地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成する。

4 景観形成基準（案）の主な内容

詳しくは、景観計画別表第1(案)をご覧ください ▶



●施設計画・建築物等のデザイン

- ・シルエットに配慮した質の高い形態・意匠とするとともに、**落ち着いたデザイン**とする。
- ・周辺の地形等を踏まえ、**鷺沼駅へのアクセスに配慮**した建築物の配置や歩行者動線計画とする。
- ・商業又は業務機能を有する建築物の中低層部は、大きな開口部など**開放的なデザイン**とし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出をする。
- ・高層部は、空になじむよう**落ち着いた色彩**にする。
- ・建築物や工作物の壁面が長大となる場合は、意匠上の工夫や緑の活用などにより**圧迫感を軽減**させる。



空になじむ落ち着いた色彩のイメージ ▶

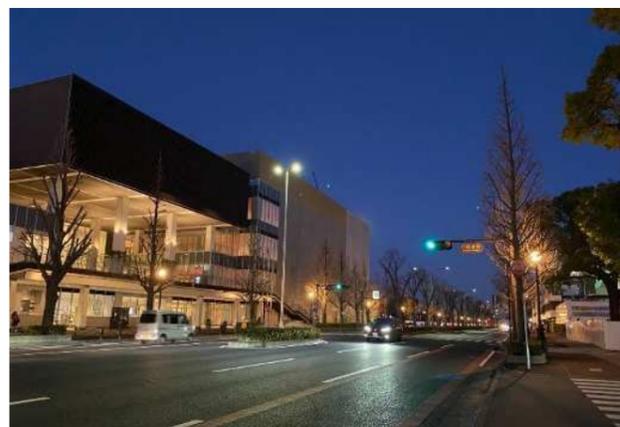
●広場・通りのデザイン

- ・広場等は、交流の場として、**居心地の良い空間づくり**をする。
- ・通りは、**潤いやにぎわい**を感じながら、**安全で快適**に歩ける空間にする。
- ・坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、**魅力ある坂道景観**となるよう、坂道の勾配になじむような形態・意匠・素材とする。

◀ 居心地の良い空間づくりのイメージ

●あかりのデザイン

- ・建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、**演色性が高く**、かつ、**温かみのある光源**を基調とする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明は、この限りでない。



▲ 温かみのある光源を基調とした照明のイメージ



▲ 緑豊かな自然景観の創出イメージ



●みどりのデザイン

- ・地域の植生に配慮した多様な樹種を配置し、**緑豊かな自然景観**を創出する。
- ・通路や溜まり、店先などの共用部に花や緑を設置し、**季節を感じられる潤いのある空間**を演出する。
- ・既存の街路樹との連続性に配慮した敷地内・施設の緑化に努める。
- ・**区民と協働でみどりを育てる仕組みづくり**に努める。

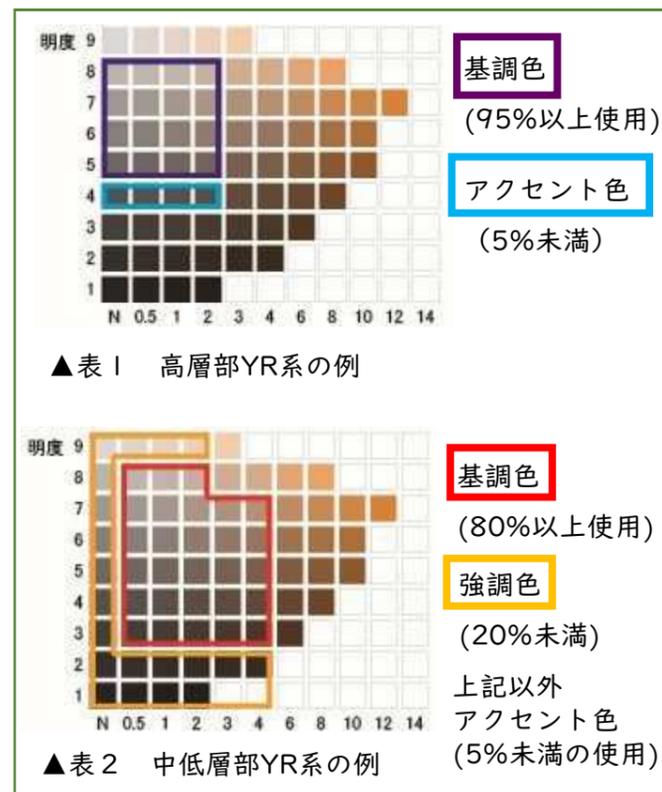
◀ 既存の街路樹との連続性に配慮した敷地内・施設の緑化イメージ

●外観の色彩

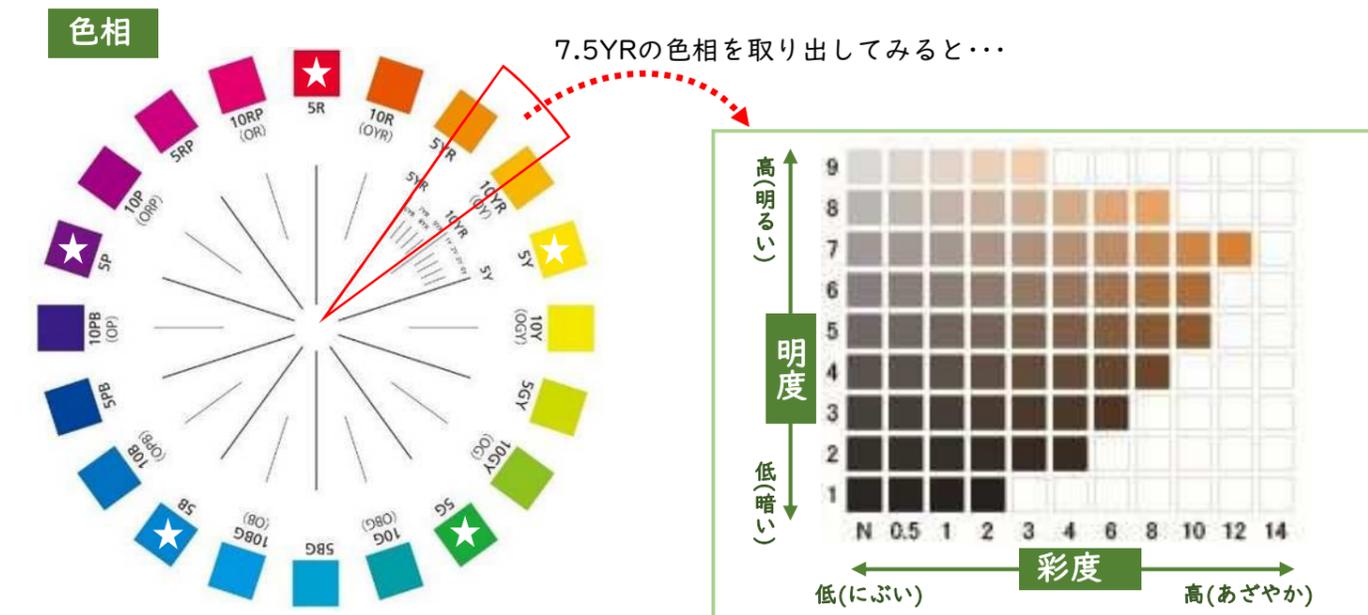
- ・親しみやすくにぎわいのある拠点地区を形成するため、**アースカラーを基調とした温かみのある街なみ**となるよう配色を行う。
- ・高さ方向の圧迫感の軽減等のため、地上45mを基準に、高層部（表1）、中低層部（表2）の基準をそれぞれ定める。

●広告物のデザイン

（事業の進捗に応じて別途定めます）



色彩「マンセル表色系」について



・「マンセル表色系」とは、アメリカの画家、アルバート・H・マンセル（1858-1918）が創案し、1905年に草案した色を表現する方法で、現在は修正されたものが使われています。

・マンセル記号は、**3つの属性**を組み合わせると一つの色彩を表現する記号です。

色相 (しきそう)：いろあい
明度 (めいど)：あかるさ
彩度 (さいど)：あざやかさ

・川崎市景観計画では、JIS規格となっている「マンセル表色系」を採用しています。

5 地区指定までのスケジュール

- ・2/19～3/21 パブリックコメントの実施
＜いただいた御意見を整理し、審議会に諮問する案を作成します＞
- ・5、6月 都市景観審議会、都市計画審議会 諮問
＜市民、学識経験者等から構成される審議会に案を諮問し、答申を受けます＞
- ・8、9月頃 景観形成方針・基準の告示・施行
パブリックコメント結果の公表

今回指定した景観形成方針・基準に従って、再開発事業の実施設計が進められます。
市は、設計内容が方針・基準に合っているか確認を行い、よりよい景観の形成に向けて、事業者と協議を行います。

鷺沼駅前地区の景観計画特定地区の指定について（案） 市民の皆様からの意見を募集します

1 意見募集期間

令和7（2025）年2月19日（水）～3月21日（金）
※郵送は当日消印有効。持参は3月21日（金）の17時まで

パブリックコメント
ホームページ



2 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各区役所（市政資料コーナー）
- ・支所・出張所
- ・図書館（本館・分館）
- ・市民館（本館・分館）
- ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- ・まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（川崎市役所本庁舎19階）

※閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページを御確認ください。

3 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

(2) 持参

川崎市役所本庁舎19階
まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
（開庁時間：平日の午前8時30分から午後5時まで）

(3) FAX

送信先：044-200-3969

(4) インターネット入力フォーム

市ホームページのパブリックコメントのページから、
専用のフォームを使って送信してください。

みなさんの御意見をお待ちしています♪



※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**」（法人、団体等の場合は、名称及び代表者の氏名）及び「**連絡先**」（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）を明記してください。

※2 御意見に対する個別の対応はしませんが、類似の内容を整理・要約した上で、本市の考え方を整理し、ホームページで公表します。

【問い合わせ先】

川崎市 まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当
電話：044-200-3022 E-Mail：50keikan@city.Kawasaki.jp